

【オプトレ!】店頭通貨バイナリーオプション取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

| 変更箇所 | 新 | 旧 |
|-------------------------------|---|--|
| 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスク等重要事項について | <p>(省略)</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は、期限のある取引であり、オプションの買い手であるお客さまが、取引時間内に購入したオプションを売却せず、権利行使時点に予測が外れた場合には投資元本の全てを失うこととなる取引です。従って、取引をされるにあたっては、店頭通貨バイナリーオプション取引約款（以下「約款」といいます。）および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ承諾していただく必要がございます。</p> <p>(省略)</p> | <p>(省略)</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引は、期限のある取引であり、オプションの買い手であるお客さまが、取引時間内に購入したオプションを売却せず、権利行使時点に予測が外れた場合には投資元本の全てを失うこととなる取引です。従って、取引をされるにあたっては、店頭通貨バイナリーオプション取引約款（以下「約款」といいます。）および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ<u>異議なく</u>承諾していただく必要がございます。</p> <p>(省略)</p> |
| 店頭通貨バイナリーオプション取引のリスクについての説明 | <p>(省略)</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに承諾した上で、お客さまの判断と責任において口座開設手続きを行ってください。</p> <p>(省略)</p> | <p>(省略)</p> <p>店頭通貨バイナリーオプション取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに<u>異議なく</u>承諾した上で、お客さまの判断と責任において口座開設手続きを行ってください。</p> <p>(省略)</p> |
| 店頭通貨バイナリーオプション取引の概要と仕組みについて | <p>(省略)</p> <p>①店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組み、リスクおよび取</p> | <p>(省略)</p> <p>①店頭通貨バイナリーオプション取引の特徴、仕組み、リスクおよび取</p> |

| | | |
|--------------------|---|---|
| <p>2. 口座開設について</p> | <p>引条件等について、約款および本取引説明書を十分に理解し、かつ、これらに承諾していただくこと。</p> <p>(省略)</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>(省略)</p> <p>●マナーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと。</p> <p>●<u>反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p>●<u>お客さまが外国 PEPs（Politically Exposed Persons の省略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。</u></p> <p>(省略)</p> <p>●<u>金融先物取引業者に勤務していないこと。</u></p> | <p>引条件等について、約款および本取引説明書を十分に理解し、かつ、これらに<u>異議なく</u>承諾していただくこと。</p> <p>(省略)</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>(省略)</p> <p>●マナーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、<u>または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(省略)</p> <p>●<u>外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。</u></p> |
|--------------------|---|---|

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | <p>(省略)</p> <p>(法人のお客さまの場合)</p> <p>(省略)</p> <p>●マネーロンダリング等の公序に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために、店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと。</p> <p>●<u>反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p>●<u>お客さまが外国 PEPs（Politically Exposed Persons の省略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。</u></p> <p>(省略)</p> | <p>(省略)</p> <p>(法人のお客さまの場合)</p> <p>(省略)</p> <p>●マネーロンダリング等の公序に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために、店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、<u>または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(省略)</p> |
| <p>11. 取引の種類および方法</p> | <p>(省略)</p> | <p>(省略)</p> |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | <p>(2) 取引の取消</p> <p>成立したオプション取引は、取引可能期間内、もしくは判定時間前であっても取り消すこと（クーリングオフ）はできません。ただし、取引の健全性、システム障害発生等に照らし当社が不相当と合理的に判断した場合は、取引成立後であっても、当社はその取引を取り消すことがあります。</p> <p>(省略)</p> | <p>(2) 取引の取消</p> <p>成立したオプション取引は、取引可能期間内、もしくは判定時間前であっても取り消すこと（クーリングオフ）はできません。ただし、取引の健全性、システム障害発生等に照らし当社が不相当と判断した場合は、取引成立後であっても、当社はその取引を取り消すことがあります。</p> <p>(省略)</p> |
| <p>31. 取引終了の事由</p> | <p>約款第 29 条 2 項に定める事由に該当する場合には、当社は、本口座を閉鎖できることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>b. お客さまが約款の重要な条項のいずれかに違反し、取引を継続することが困難であると当社が合理的に判断し、当社が本口座の閉鎖を通告した時。</p> <p>(省略)</p> <p>f. お客さまが外国 PEPs (Politically Exposed Persons の省略。外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) とその地位</p> | <p>約款第 29 条 2 項に定める事由に該当する場合には、本口座は閉鎖されることとなります。</p> <p>(省略)</p> <p>b. お客さまが約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の閉鎖を通告した時。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| | <p><u>にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当することが判明した場合。</u></p> <p><u>g. 当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</u></p> <p><u>h. 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> <p><u>f. 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p> |
| <p>39. 本取引説明書の変更および同意方法</p> | <p><u>本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示があった時その他業務上の必要が生じた時に、民法第548条の4に基づき改訂されることがあります。当社は、本約款を改訂する場合、その旨および改訂後の規定の内容ならびに効力発生日を効力発生日までに原則として当社の運営するWebサイトに掲載する方法により周知します。</u></p> <p>(省略)</p> | <p><u>本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃、または監督官庁の指示、その他必要が生じた時に改訂されることがあります。</u></p> <p><u>なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営するWebサイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとします。</u></p> <p><u>この場合、お客さまは、原則としてWebサイトにて当該変更同意いただいた場合に限り、本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとします。</u></p> <p>(省略)</p> |